

第9期愛川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

◆◆◆計画策定の背景と趣旨（P1）◆◆◆

- 第8期計画では、高齢者を取り巻く地域の特性や課題を踏まえながら、地域包括ケアシステムの推進を念頭に、様々な高齢者保健福祉施策を展開してきた。
- 令和2年初頭から流行した新型コロナウイルス感染症により、感染症対策の徹底や新しい生活様式により、社会の変化に対応した施策が求められている。
- 第9期計画では、団塊世代が75歳以上となる令和7年を迎え、総人口及び生産年齢人口が減少する中で生活支援や介護サービス等の需要の増加に対応していく必要がある。
- これらを踏まえ、令和6年度からの3年間及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年も見据えた中長期において、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため計画を策定するものである。

◆◆◆計画の位置付け（P3）◆◆◆

- 〈計画の位置づけ〉
- 老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられ、この2つの計画を一体化して、高齢者の保健福祉及び介護の全般にわたる総合的な計画として策定
 - また、国指針に基づく「市町村介護給付適正化計画」の内容を包含
 - ※〈国基本指針〉
 - 介護保険法第116条に基づき、令和22年を見据えた中長期の介護サービス基盤の計画的な整備や地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材や介護現場の生産性向上を重点項目として位置付ける。

◆◆◆計画のフレーム（P5）◆◆◆

- 〈計画の期間〉
令和6年度～令和8年度（3年間）
- ※なお、本計画は、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代が急減する令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点を持つものであり、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図る。

◆◆◆基本理念・基本方針（P20）◆◆◆

- 基本理念：いつまでも ころろ豊かに いきいきと ふれあいとささえあいのまちづくり（※第8期を継承）
- 基本方針：「地域包括ケアシステムの深化・推進」「地域共生社会の実現」（※第8期を継承）
- ※参考：第6次愛川町総合計画の将来像「ひかり、みどり、ゆとり、共生のまち愛川」
- ※参考：第8期基本方針「地域包括ケアシステムの深化・推進」「地域共生社会の実現」
- 第8期計画期間中は新たに介護サービス施設整備や各種介護予防事業の充実化、高齢者の日常生活を支えるためのサービス提供体制構築などに取り組み、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図っており、第9期計画ではこの取組みを、さらに充実させていくこととします。

◆◆◆基本目標（P21）◆◆◆

- （1）地域包括ケアシステムの深化・推進（※第8期における「介護予防・生活支援サービスの充実」「保健福祉の環境整備」の内容を包含、これらの社会資源・地域資源の充実が地域包括ケアシステムの深化・推進に繋がるため）
- （2）介護保険事業の安定かつ円滑な運営（※第8期における「介護保険サービス等の充実」「保健福祉の環境整備のうち〈介護人材の確保〉〈介護給付等の適正化〉の内容を包含、介護保険事業に特化した内容に再編した）

◎ 高齢者人口等の推計

（P16～19）

- （1）人口動態（高齢化率）
75歳以上が一貫して増加

区分	R4	R8
65歳以上	12,354人	12,466人
総人口	39,610人	38,604人
高齢化率	31.2%	32.3%

- （2）要介護・要支援認定者数
認定者数、認定率の増加が加速

区分	R4	R8
認定者数	1,912人	2,296人
認定率	15.5%	18.4%

- （3）アンケート調査の実施
日常生活の状況、心身の状態、高齢者施策への意見などについて調査を実施。

区分	配布数	回収数
認定者	1,000件	638件
一般高齢者	500件	373件
40-64歳	500件	249件

- （4）介護事業者アンケート等の実施
町内事業者を対象にアンケート調査及び居宅及び施設サービス事業者のヒアリング調査を実施

- アンケート回答 32事業者
- ヒアリング回答 9事業者

課題を抽出

アンケート調査等から見た主な課題

- 老々介護やダブルケア、ヤングケアラー等の複合・複雑化する相談に対応するための相談体制強化
- 在宅医療・介護連携が求められる場面を意識した取組みの充実や人生会議のさらなる普及・啓発
- 認知症高齢者の増加傾向を踏まえた認知症の理解を深める取組みと本人の意思尊重、権利擁護体制の強化
- 介護予防・日常生活支援総合事業の充実や町民の健康意識を高める取組みの推進
- 認知症やひとり暮らし高齢者の増加を見据えた生活支援サービスの拡充と継続実施
- 住民主体や民間主導の生活支援、見守り活動の充実
- コロナ禍を経て、高齢者の外出を促し、生きがいづくりを進めるための施策の継続実施
- 認知症高齢者の増加に対応した地域密着型サービス提供を通じ、在宅生活の継続支援
- 障がい者の高齢化を踏まえた福祉サービス利用の円滑化
- 高齢者の増加に向けた介護人材の確保
- 国の介護給付適正化事業見直しへの対応

現状を踏まえ「第9期計画」で取組むべき事項（ポイント）

- ◆地域包括支援センターや在宅介護支援センターの充実化とともに、ヤングケアラーやダブルケア等といった課題に対応するため、分野を超えた相談窓口の連携強化に努めます。
- ◆多職種による研修や住民向け講演会の合同実施、また、同じ医療圏内の他自治体などとの広域連携を通じ、医療関係者や介護福祉関係者とのさらなる連携強化に努めます。
- ◆地域全体が認知症に対する関心を深め、正しく理解し支えあうため、認知症サポーターの養成に努めるとともに、認知症の方や家族の意思尊重を図るため、意見を聴取する機会の確保に努めます。
- ◆ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加を見据え、要介護につながるリスクを防ぐ介護予防事業の充実や健康意識の向上を意識した事業実施に努めます。また、中長期的な視点を持って、保健事業と介護予防事業の一体的実施等を推進します。
- ◆行政サービスはもとより、社会福祉協議会が提供する各種サービスに加え、外出支援や買い物支援の充実など、高齢者の方が安心して生活できる体制を推進します。
- ◆住民主体活動やボランティア活動への支援、民間事業者等との連携により、見守り活動の充実化や生活支援体制の強化を図ります。
- ◆交流事業や社会参加活動など人と人との繋がりを意識した生きがい創出の機会の確保に努めます。
- ◆認知症高齢者とその家族及び介護事業者から、在宅生活を継続するためのサービスの充実等の意見があったことから、地域密着型サービスの質の向上を図ります。
- ◆国における当該サービスの指定基準等の検討状況や当サービスへの事業者参入意向を把握しつつ、関係課相互の連携を図り、検討を進めます。
- ◆人材確保に向けた各種支援事業の継続と研修機会の確保に努め、介護人材確保に努めます。
- ◆国の見直し状況に対応し、より効果的な給付適正化事業を実施します。

施策体系（P22）

- （1）地域包括ケアシステムの深化・推進
- （2）介護保険事業の安定かつ円滑な運営

具体的施策（P24～87）

- 相談支援体制と権利擁護の充実
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 介護予防・健康づくりの促進
- 生活支援体制の整備
- まちづくり・安全対策の推進
- 生きがいづくりと社会参加の促進
- 自立生活への支援や介護予防等の取組み及び目標設定
- 介護サービス等の見込量と確保のための方策
- 市町村特別給付
- 地域支援事業の見込量と確保のための方策
- 介護人材の確保に向けた取組みの推進
- 介護給付等の適正化への取組み
- 介護保険料の設定

◆◆保険料算定◆◆

介護保険料の設定（P96）
介護保険法では、介護保険事業の保険料率は概ね3年を通じて財政の均衡を保つものと規定。

試算

	3か年合計	第8期	第9期	伸び率
第1号被保険者数		36,983人	37,432人	1.21%
要支援・要介護認定者数		5,788人	6,671人	15.3%
介護保険給付費等		9,667,379千円	11,245,570千円	16.3%
保険料（基準月額）		5,400円	6,100円	12.9%

〈保険料算定ポイント〉

- 【増額要因】
- 高齢化の進展による介護給付費等の増加
 - 介護報酬「+1.54%」の改定
- 【減額要因】
- 保険者機能強化推進交付金等を保険料へ充当
 - 介護保険事業運営基金（2億7,630万円）を取り崩し保険料へ充当（令和5年度末保有見込額の約92%）

◎ 計画の策定・推進体制（P5・6）

- 計画の策定体制
 - （1）介護保険・地域包括支援センター運営審議会による調査・審議
 - （2）町の関係課及び県との調整
 - （3）アンケート及びヒアリング調査の実施
 - （4）パブリック・コメントの実施

● 計画の推進体制

- （1）進行管理体制（介護保険・地域包括支援センター運営審議会）
- （2）目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表（介護保険・地域包括支援センター運営審議会に報告し、評価）
- （3）関連計画等との連携
- （4）国・県・近隣市町村との連携